



目 次

告 示	ペー ジ
○種畜証明書の書換え交付の通報 (畜産振興課)	1
○保安林の指定予定の通知 (治山林道課)	1
○道路の区域変更 (2件) (道路課)	1
○道路の供用開始 (2件) ( " )	1
○高知県収入証紙売りさばき人の業務の 廃止 (会計管理課)	2
高知県選挙管理委員会告示	
◎条例の制定又は改廃の請求及び県の事務の執行に関 し、監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数 の50分の1の数 (11・27揭示)	2
◎高知県議会の解散の請求及び知事等の解職の請求をす る場合の選挙権を有する者の必要な数 ( " )	2
◎高知県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区に おける選挙権を有する者の総数の3分の1の数 ( " )	2
○高知県知事選挙の当選人の住所及び氏名 (11・29揭示)	2

告 示

高知県告示第784号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第10条並びに家畜改良増殖法施行令（昭和25年政令第269号）第5条及び家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号）第9条第2号の規定に基づく種畜証明書の書換え交付について、同法第8条第1項及び同令第12条第1号の規定により農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を書換え交付した旨の通報があったので、同法第8条第2項及び同令の規定により告示する。

令和5年12月8日

高知県知事 濱田 省司

種畜証明書番号等	申請の事由	変更後	変更前
11423824334 第2南龍春（全	種畜の飼養者の住所及	高岡郡佐川町中組1247	南国市物部乙200

和褐256)牛 褐毛和種	び氏名又は名称の変更	高知県畜産試験場	高知大学農林海洋科学部附属暖地フィールドサイエンス教育研究センター
11350378887 若藤（全和褐236) 牛 褐毛和種	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	南国市物部乙200 高知大学農林海洋科学部附属暖地フィールドサイエンス教育研究センター	高岡郡佐川町中組1247 高知県畜産試験場

高知県告示第785号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5年12月8日

高知県知事 濱田 省司

- 保安林予定森林の所在場所  
吾川郡いの町清水上分字梅木谷3672の1、3672の2（次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字梅木谷3672の1・3672の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第786号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、

道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和5年12月8日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年12月8日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 県道
- 路線名 西土佐松野
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
四万十市西土佐須崎 字九代松802番6から 四万十市西土佐大宮 字山神坊1793番1まで	前	5.9 } 25.0	265
	後	5.9 } 25.0	

高知県告示第787号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和5年12月8日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年12月8日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 県道
- 路線名 野見港
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
須崎市野見字北山 182番6	前	13.5 } 15.1	12
	後	17.4 } 21.3	

高知県告示第788号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和5年12月8日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年12月8日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 西土佐松野
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
四万十市西土佐須崎字九代松802番6から 四万十市西土佐大宮字山神坊1793番1まで	265	令和5年12月8日

**高知県告示第789号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和5年12月8日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年12月8日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山路中村
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
四万十市角崎字後田674番1から 四万十市角崎字後田660番1まで	35	令和5年12月8日

**高知県告示第790号**

売りさばき人が業務を廃止したので、高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）第4条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和5年12月8日

高知県知事 濱田 省司

- 1 業務を廃止した売りさばき人の住所及び氏名  
高知市本町五丁目1番1号  
北村 霞代子
- 2 売りさばき所の所在地及び名称

高知市本町五丁目1番1号 三和ビル2階

北村 霞代子

3 廃止年月日

令和5年11月30日

-----  
**選挙管理委員会告示**  
-----

**高知県選挙管理委員会告示第138号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく高知県の条例の制定又は改廃の請求及び同法第75条第1項の規定に基づく監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、11,681人である。

令和5年11月27日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

**高知県選挙管理委員会告示第139号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく高知県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく高知県知事の解職の請求及び同法第86条第1項の規定に基づく高知県の副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく高知県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数のうち、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、164,003人である。

令和5年11月27日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

**高知県選挙管理委員会告示第140号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく高知県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和5年11月27日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

高知市選挙区	90,196人
室戸市・東洋町選挙区	4,238人
安芸市・芸西村選挙区	5,721人
南国市選挙区	12,965人
土佐市選挙区	7,372人
須崎市選挙区	5,682人
宿毛市・大月町・三原村選挙区	7,285人
土佐清水市選挙区	3,653人
四万十市選挙区	9,223人
香南市選挙区	9,244人
香美市選挙区	7,208人
奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村選挙区	2,908人

長岡郡・土佐郡選挙区	3,048人
吾川郡選挙区	7,665人
中土佐町・構原町・津野町・四万十町選挙区	8,857人
佐川町・越知町・日高村選挙区	6,408人
黒潮町選挙区	3,005人

**高知県選挙管理委員会告示第141号**

令和5年11月26日執行の高知県知事選挙において当選した者の住所及び氏名は、次のとおりである。

令和5年11月29日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

住所	氏名
高知県高知市鷹匠町二丁目2番6号	濱田 省司